

実施方針に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					内容	回答
1	主な事業内容	2	第1	1				表1-1について、備考欄に特別な記載がありませんが、工事を制限、若しくは調整するような制約事項はないと考えておりますが問題ないでしょうか。想定される近接工事などがあればご教示ください。	企業団発注の工事件件の予定はありませんが、他事業者による工事予定は応募者により別途調査願います。また、各関係する管理者・各種申請先から求められる制限を確認願います。
2	主な事業内容	2	第1	1				表1-1 主な事業内容では、本事業を1工区から4工区に区分しています。事業費の算出に当たっては、工区ごとに算出するという理解でよろしいでしょうか。	設計業務は全工区、工事については工区毎に算出願います。
3	主な事業内容	2	第1	1				表1-1 主な事業内容では、本事業を1工区から4工区に区分していますが、受注者側で工区数を増やすことは可能でしょうか。	工区数は事業者提案としますが、工事契約件数は最大4契約とします。
4	主な事業内容	2	第1	1				水管橋の延長が、実施方針にも要求水準書(案)にも示されておりません。9月公告の要求水準書で示されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に示すとともに、要求水準書を修正します。
5	完成期限	2	第1	2	(4)	イ		設計および施工の期間中に設定されている工期に係る制約事項がありましたらご教示ください。	設計期間は令和9年3月までに変更しますが事業者提案により工期短縮は可能です。工事については令和12年度を最終年度と予定しておりますが、同年度内での工期短縮は事業者提案によります。
6	完成期限	2	第1	2	(4)	イ		完成期限は設計が令和8年3月までとなっておりますが、関係機関との協議が長期化した場合は完成期限までに設計が完了しないことも想定されます。その場合、発注者と協議の上で契約期間を延長するという理解でよろしいでしょうか。	原則、工期順守を予定しています。ただし、やむを得ない事象が発生した場合は別途協議とします。
7	主な事業内容について	2	第1	1				「表1-1 主な事業内容」が示されていますが、この4工区の分割は、決定事項でしょうか。或いは、事業者提案によって工区数を含め変更可能でしょうか。	本表No.3をご確認願います。
8	事業スケジュール(想定)	3	第1	2	(4)	エ		事業スケジュールは想定であり、受託者側で柔軟な工程を組むことは可能でしょうか。例：初年度からの施工など	ご理解の通りです。ただし、支払い可能額については年度毎に上限があり、また、最終年度の支払いは令和12年度とします。
9	事業スケジュール(想定)	3	第1	2	(4)	エ		設計はR6年に1、2工区 R7年に3、4工区となっておりますが、事業者の裁量で設計着手する工区の順番を変更することは可能でしょうか。	可能です。
10	事業スケジュール(想定)	3	第1	2	(4)	エ		施工はR7、8年に1工区 R9年に2工区、R10、11年に3工区、R12年に4工区となっておりますが、事業者の裁量で施工着手する工区の順番を変更することは可能でしょうか。	本表No.9をご確認願います。
11	事業スケジュール(想定)	3	第1	2	(4)	エ		施工期間が6年間と設定されていますが、冬期も含めて通年施工が可能であるとした上での施工期間ということでしょうか。	ご理解の通りです。
12	事業者に求める役割	3	第2	1	(1)	イ		工区毎に工事完了を随時確認とあるが、これは完成検査を実施し、引渡しを完了させるという意味との理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、二工区分を一括契約した場合は二工区分まとめた完成検査及び引渡しとなります。
13	事業者に求める役割	3	第2	1	(1)	イ		工区毎に工事完了とあるが、詳細設計についても工区毎に引渡しという認識で合っていますでしょうか。また、令和7年5月に工事の契約を締結し、即時工事にあたるためには、何月頃までに設計成果品を提出する必要があるでしょうか。詳細設計の承認に係る期間をご教示ください。	前半については、ご理解のとおりですが、令和6年度中に最低一工区の完成(出来高)を求めます。それ以外の工区については事業者提案とします。後半については、設計成果品提出後検査に1か月、事務手続きに2ヶ月を想定し提案願います。
14	事業者に求める役割	3	第2	1	(1)	ウ		施工ができない期間(農繁期、祭り等)と該当箇所があればご教示下さい。 例：〇月〇日～翌〇月〇日までの間、市道は施工不可	国道については観光シーズンの工事を控える依頼がありましたが、制限までの指示は受けていません。その他固有の制限についてはありませんが、当該地の果樹園の収穫時期を加味して作業工程の検討願います。
15	事業内容に関する事項	3	第1	2	(4)	エ		契約回数について、設計業務は1・2工区、3・4工区の計2回、施工は4工区の計4回の多段階契約方式の理解でよろしいでしょうか。	設計業務は全工区一括の1契約。施工は事業者提案によるものとするが最大4契約とします。
16	施工の順番	3	第1	2	(4)	エ		工区分けが示されていますが、例えば、設計および施工ともに2工区を先に開始することは可能でしょうか。	可能です。
17	施工開始	3	第1	2	(4)	エ		設計契約を各工区ごとに締結し、設計が完了した工区から施工を開始することは可能でしょうか。	前半については本表No.15をご確認願います。後半については事業者提案により可能です。
18	事業内容に関する事項	3	第1	2	(4)	エ		施工の工区数や各工区の規模等は、事業者提案によって変更が可能でしょうか。	可能です。
19	事業スケジュール(設計)について	3	第1	2	4	エ		「表1-2 事業スケジュール」が示されていますが、1・2工区の設計期間はR6、3・4工区の設計期間はR7は、決定事項でしょうか。或いは、事業者提案によって変更可能でしょうか。(水管橋や推進工は、道路管理者や河川管理者、ダム管理者、土地改良区等の協議により、時間を要する場合があります。)	本表No.5をご確認願います。
20	事業スケジュール(施工)について	3	第1	2	4	エ		「表1-2 事業スケジュール」が示されていますが、各工区の施工年度(1工区(R7・R8)、2工区(R9)、3工区(R10・R11)、4工区(R12))は決定事項でしょうか。或いは、事業者提案によって施工年度は変更可能でしょうか。	本表No.5をご確認願います。
21	事業スケジュール(施工)について	3	第1	2	4	エ		4工区とした場合、建設請負契約は、4つの契約を締結することになりますでしょうか。	本表No.15をご確認願います。
22	事業スケジュール(施工)について	3	第1	2	4	エ		設計が完了し、貴市の承認を受けた工区から施工することは可能でしょうか。	本表No.17をご確認願います。
23	事業スケジュール(施工)について	3	第1	2	4	エ		複数工区(国道と市道部分等)を同時に施工することは可能でしょうか。	可能ですが、設計の承認を受けていることが前提になります。
24	事業スケジュール(施工)について	3	第1	2	4	エ		事業期間は7年と示されていますが、事業者提案による期間の変更は可能でしょうか。	本表No.8をご確認願います。
25	応募者の募集及び事業者の選定スケジュール	4	第2	2				公告資料等で遵守すべき書類の優先順位をご教示ください。数字が若い順番で優先順位が高いと思われませんが、間違いがございましたらご教示ください。 ①契約書 ②要求水準書に対する質問回答 ③要求水準書 ④募集要項に対する質問回答 ⑤募集要項 ⑥実施方針に対する質問回答 ⑦実施方針 ⑧技術提案書 ⑨貸与資料	ご理解の通りです。
26	応募手続等	5	第2	3	(1)			貸与資料に関する質問は可能と理解しておりますがご対応可能でしょうか。9月に予定している募集要項等に関する質問の受付(締切)までに、貸与資料に関する質問を記載すれば回答が頂けると理解して宜しいでしょうか。	質疑の内容によりませんが、可能とお見込みください。
27	取水施設内道路の管理者	6	第2	3	(2)	イ		本事業の対象場所である、取水バルブ室につながるダム施設内の道路の管理者は国土交通省東北地方整備局という認識でよいでしょうか。また、施工前の事前協議等は済んでいるのでしょうか。	管理者はご理解の通りです。計画概要については相談しておりますが、今後の計画は事業者による提案を改めて協議する必要があります。

実施方針に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				内容	回答
28	応募者の構成	7	第3	1			想定スキームでは、設計企業と委託契約、管材企業(代表企業) + 地元建設企業と請負契約と示されています。しかし、8ページ目に記載された管材企業(代表企業)の資格要件を見ると、設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者の配置を求めています。委託契約期間内かつ請負契約期間外に統括責任者の業務として発生した費用分担やリスク分担を明確は9月公告を予定している基本協定や要求水準書で明確にして頂けるという理解でよろしかったでしょうか。	統括責任者の配置については、基本協定書の中で位置付けます。
29	応募者の構成	7	第3	1			「応募グループは乙型併用」と示されていますが、本スキームは設計施工乙型のJ Vで応募する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	設計企業の応募資格	8	第3	2	(2)		募集要項等公表日現在において、津軽広域水道企業団有資格建設関連業務業者名簿に業種名称「上水道及び工業用水道」、格付「A」で登録されている本社・本店、支社・支店、営業所等を青森県内に有していること。とありますが、「事務所」も含まれると解釈していますが宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	ウ	グループ企業の具体的な定義（親子関係、出資の比率）があれば教えて下さい。	出資関係があり、水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）の安定供給を約束できる関係性があることとします。
32	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	エ	上水道の管路DB事業の「施工実績」を有していること。とありますが、本事業は事業規模が大きく、工区も複数あるため、管路DBを完工させたことのない企業が代表企業となる場合、事業を円滑に進めることは困難と考えられます。従って、上水道の管路DB事業の「完工実績」を有していること。とするのが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	完工実績とし、募集要項に示します。
33	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	統括責任者は、「設計施工期間における事業進捗に応じて、主な連絡窓口を別に定めてもよい」ことから、総合的な調整・管理ができることを前提に設計期間、施工期間共に現場常駐の義務はないと考えていますかよろしいでしょうか。	現場常駐の義務はありません。ただし、監理技術者を兼務した場合は除きます。
34	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	企業団との協議の上で契約中に統括責任者や配置技術者等を変更することは可能でしょうか。	正当な理由、及び同レベルの技術者等を用意できる場合については、変更を認めます。
35	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	統括責任者は専任・常駐は必要ないと考えていますかよろしいでしょうか。	本表No.33をご確認願います。
36	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	統括責任者に係る契約は、委託もしくは請負の何れで締結することになるのでしょうか。	本表No.28をご確認願います。
37	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	文章にある、「設計建設の事業期間」、「設計施工期間」とは同じ内容と理解してよろしいでしょうか。	同意です。次回の要求水準書で修正します。
38	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	設計建設の事業期間を通じて統括責任者を配置することとなっているが、管材企業との工事請負契約締結は令和7年5月との記載がある。それまでの統括責任者の費用等を含め別契約を結ぶのでしょうか。	別契約締結の予定はありません。
39	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	統括責任者、監理技術者は契約中に変更することは可能でしょうか。	本表No.34をご確認願います。
40	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	設計建設の事業期間を通じて統括責任者を配置すること。と示されておりますが、一方で、事業者の選定スケジュールでは、工事請負契約締結（提案内容に基づく）では、令和7年5月と示されております。工事請負契約締結前までは、設計企業から統括責任者を用意するというのでしょうか。	統括責任者は代表企業から配置をお願いします。
41	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	施工期間が6か年（予定）と長期に渡るため、施工期間内で統括責任者や監理技術者を変更しても構わないでしょうか。	本表No.34をご確認願います。
42	管材企業（代表企業）の資格条件	9	第3	2	(3)	カ	「主な連絡窓口を別に定めてもよい」とは、例えば設計期間において、代表企業からの統括責任者とは別に、設計企業の担当技術者（あるいは管理技術者）を設計期間の主な連絡窓口として定めてもよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	統括責任者の費用	9	第3	2	(3)	カ	「設計建設の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。」とありますが、統括責任者の費用は上限見積額に含まれていますでしょうか？また、費用算出時の積算基準は何を用いるのでしょうか？	見積上限価格に関する内容はお答えできません。
44	審査委員会	11	第4	3			外部有識者の構成や人数をご教示ください。	事業者選定結果の公表時に示します。
45	著作権	11	第5	1			「なお、・・・応募者へ確認の上、技術資料の全部又は一部を使用できるものとする。」とありますが、応募者へ確認し、応募者が了承した場合に（応募者が了承した範囲で）使用できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	基本的な考え方	12	第6	1			本事業における設計は、開示資料等で示された情報をもとに応札し設計委託契約となりますが、事業開始後の詳細設計により追加調査や設計延長の変更、工法の変更などが発生することも想定されます。この場合に発生した追加の設計費用は、応札時における設計の落札率をもとに変更契約がされると認識しておりますがよろしいでしょうか。	応募時の総価を基本としますが、不可抗力により発生した変更は変更対象とします。（実施方針P13、14）
47	技術提案等が達成されなかったときの対応	12	第6	3	(1)		技術提案した事項を達成できなかった場合、違約金の設定等は事業者と企業団との協議で決まりますか。もしくは優先交渉権者決定後の契約交渉時に決まりますか。	事業者と企業団との協議で決定とします。
48	技術提案等が達成されなかったときの対応	12	第6	3	(1)		技術提案については事業者様様が（履行を）求めない提案が出てくるのが予想されます。履行に関しては協議を経て、履行すべき項目のみを違約の対象にすることは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
49	技術提案等が達成されなかったときの対応	12	第6	3	(1)		技術提案の達成について、事業開始時に提案内容を履行する／しないの確認、整理の場を設けることは可能でしょうか。提案によっては、部分的な採用や不採用が発生することもあるかと思います。	ご意見として承ります。
50	技術提案等が達成されなかったときの対応	12	第6	3	(1)		自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、とございますが、「自然災害等」は河川等協議先などの不可事由も含まれると理解して宜しかったでしょうか。	ご理解の通りです。
51	リスク分担	13	第6	4			想定スキームでは、設計企業と委託契約、管材企業(代表企業) + 地元建設企業と請負契約と示されています。しかし、リスク分担の担当は「企業団」と「事業者」しか示されておりません。契約が分かれているのであればリスク分担も「設計企業」「管材企業 + 地元建設企業」で分けた形で示すべきと考えますが、事業者側のリスク分担の考え方を教示下さい。例えば、調査区分で示されている試掘調査は委託契約期間中かつ請負契約期間外で実施すると思われるが、万が一試掘調査の際に重機で他企業管を破損した等の事象が発生した場合、企業団と委託契約関係である設計企業側がリスクを負うということでしょうか。	基本協定書にて事業者の相互協力義務を位置付けますが、必要に応じて事業者側内部にてリスク分担をお願いします。
52	物価変動リスク	13	第6	4			表6-1 リスク分担（1/2）に「物価変動リスク」が示されていますが、費用及び価格高騰した場合の企業団の具体的な対応についてご教示ください。	募集要項公表時に契約書（案）にて示します。
53	住民対応リスク	13	第6	4	表6-1	10	住民反対運動等への対応と示されていますが、個別の苦情ではなく地域住民の多くによる反対との理解で良いでしょうか？その場合、事業者が行う業務についての対応においても企業団のリスクとの併用とすることは可能でしょうか？	住民反対運動への対応についてはご理解の通りです。また、事業者が行う業務に対するリスクは「実施方針」のとおりとなります。

実施方針に関する質問への回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					内容	回答
54	事業の悪化	13	第6	4	表6-1	17		リスクの種類「構成員・協力企業」に示される構成員及び協力企業の能力不足等による事業の悪化の「事業の悪化」の具体的な例はどのようなことでしょうか？	リスク分担にお示しの不可抗力リスク以外で発生する事業の遅延、損失等が該当します。
55	リスク分担	13	第6	4				表6-1リスク分担(1/2)NO.10事業者が行う(調査・工事等)に対する住民反対運動等への対応は、住民の苦情に対する対応と対応と見られますが、ご教授ください。住民の反対運動への対応は、企業団が行う、事業の実施説明段階だと考えます。	自治会への説明等は必要性に応じ企業団にて実施予定ですが、その後、事業者が行う提案によって発生する苦情等は事業者のリスクと考えます。
56	リスク分担表	13	10					住民対応リスクの事業者が行う業務（調査・工事等）に関して事業者が行う作業についてのみでの反対運動と理解してよろしいでしょうか。ただし、場所・調査・工事方法等の事業に係る事業の根本に係ることは除いてよろしいでしょうか。	企業団が事前に行う地元への周知は主な目的、実施内容、工期の説明を予定しており、具体的な工事に伴う提案者側の計画の説明は行わない予定ですので、事業者側で現地等を確認の上、発生する可能性を考慮した提案を希望します。
57	住民対応リスク	13	第6章	4	表6-1 リスク分 担	9,10		事業の実施に関する住民反対運動等への対応及び事業者が行う業務（調査・工事等）に対する住民反対運動等へ対応とありますが、前者と後者の「住民反対運動等」について具体的な例等をご教示いただけますでしょうか。	本表No.55をご確認願います。
58	リスク分担	13	第6	4	表6-1	3		許認可リスクについて、第三者機関が原因となる場合も想定されます。この場合は発注者リスクとなるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	リスク分担	13	第6	4	表6-1	31		測量・調査リスクについて、提案時点で貴局が実施していない調査内容について、受注後の事業者の調査によって判明するリスク(既存図面に記載のない埋設物等)については、提案時には予見することが不可能であるため、発注者のリスクであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
60	リスク分担	13	第6	4	表6-1	35,37		第三者機関による指示（道路管理者、河川管理者等）により、当該ルートが変更となった場合の、設計・工事の遅延、工事費の増大等のリスクは発注者によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61	リスク分担	13	第6	4	表6-1	35,37		リスク分担表において、設計リスク、工事遅延・未完成リスクの「企業団の事由による」とは、第三者機関（道路管理者、河川管理者など）を含め、発注者のリスクという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
62	リスク分担	14	第6	4				埋設文化財に関して、「企業団」「設計企業」「施工企業(管材企業+地元建設企業)」のいずれか明確にしてください。	埋設文化財に関しては企業団のリスクと考えます。
63	リスク分担	14	第6	4				買収予定地の取得や土壌汚染に係るリスク分担の担当は、「企業団」「設計企業」「施工企業(管材企業+地元建設企業)」のいずれか明確にしてください。	企業団のリスクと考えます。
64	リスク分担	14	第6	4				本事業の遂行に必要な資材置き場、仮設道路等の確保に関して、「企業団」「設計企業」「施工企業(管材企業+地元建設企業)」のいずれか明確にしてください。	「設計企業」「施工企業」のリスクと考えます。
65	地中埋設物リスク	14	第6	4				表6-2 リスク分担(2/2) No.33 地中埋設物リスク No.34の両者の責に帰することができないこと以外にも、既存資料及び調査から把握・想定できないものについては、企業団の分担になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	設計リスク	14	第6	4	表6-2	35		施工箇所内の掘削における岩盤等の工事進捗影響する事象が発生した場合、「測量・調査リスク」に示される企業団が実施した測量・調査の不足による事業への影響との理解で良いでしょうか？	ご理解の通りです。
67	測量・調査リスク	14	第6	4	表6-2	32		試掘しても予見できなかった事象が発生した場合、リスクの分担は発注者のリスクという認識でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
68	地中埋設物リスク	14	第6章	4	表6-2 リスク分 担	32		調査結果による、既設管の切り直し移設等のリスクについては、企業団様のご負担としていただけますでしょうか。	企業団の負担と考えます。
69	工期の短縮	15	第7	2	(4),(5)			設計期間、工事期間共に事業者提案により短縮可能とありますが、どの程度まで許容されるのか、特に制約事項があるのかご教示ください。	本表No.8をご確認願います。
70	見積上限価格	15	第7	1				公共工事の品質を確保するために最低制限価格は設定されると認識しておりますが、最低制限価格は公表予定でしょうか。	最低制限価格の設定はありません。
71	見積上限価格	15	第7	1				見積上限価格を設定した根拠となる資料（数量表や金入り設計書等）や条件をご提示ください。	見積上限価格に関する内容はお答えできません。
72	見積上限価格	15	第7	1				設計の見積上限価格と内訳、施工の見積上限価格と内訳を示してください。設計契約と工事契約で契約が分かれているため、契約者が価格提案を提示するにあたり別々で提示して頂く必要があります。	見積上限価格については募集要項にて委託費・工事費毎に示します。